

## 都市計画緑地（鴨川緑地）の拡大について

都市計画決定：平成24年5月9日 &lt;京都市決定&gt;

(京都市都市計画審議会：平成24年3月28日承認)

- 目的：鴨川を都市の良好な環境と位置付け、将来にわたり整備・維持していくため、都市施設（鴨川緑地）の区域を拡大するもの。

『鴨川緑地』と『鴨川下流緑地』はともに

- ・府民への憩いの場の提供
- ・水と緑のオープンスペースの確保

を目的としており、五条大橋～竹田橋を区域指定することで、両者が連続する。  
このため、両者を一体的に扱うことが妥当と考え、『鴨川緑地』に一本化。

## ◆今回拡大区域

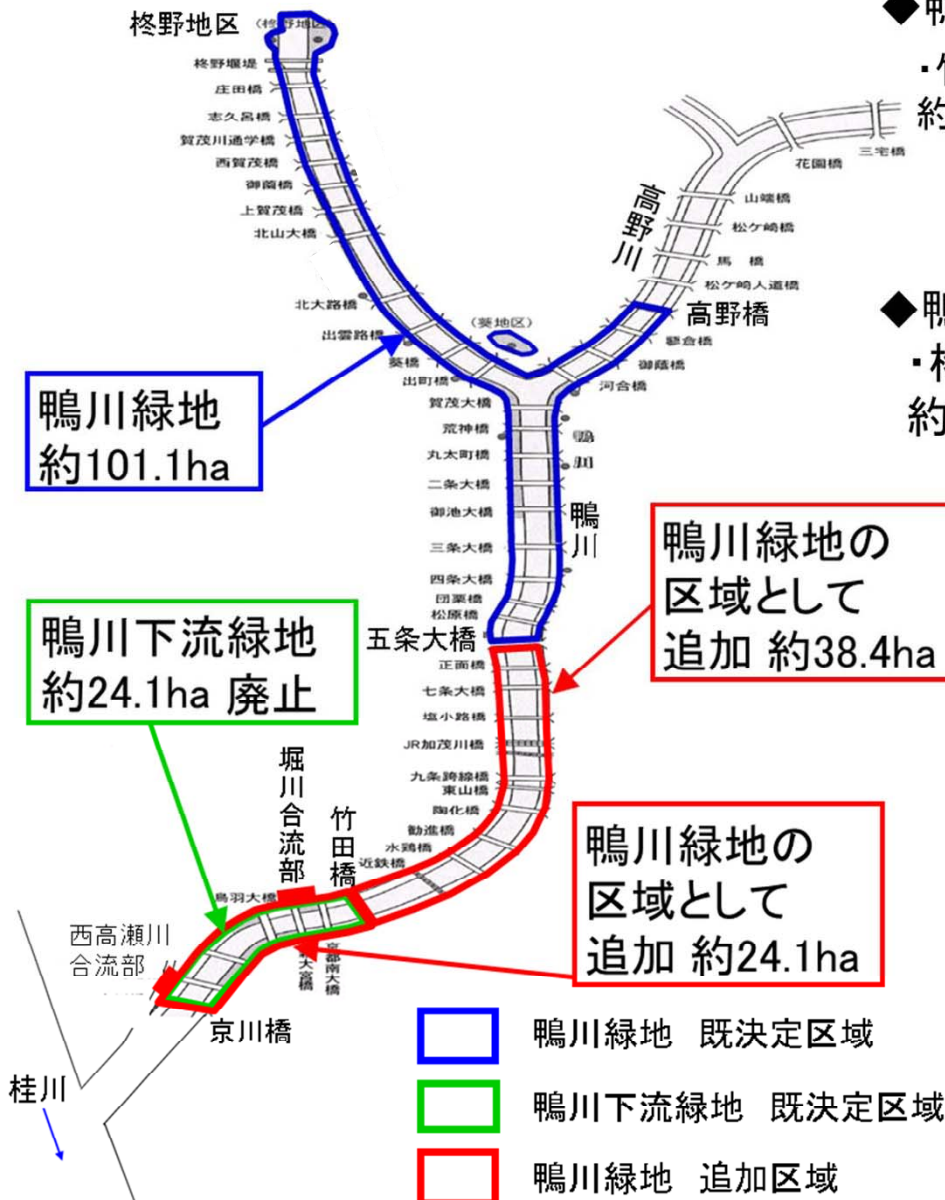
- ・五条大橋～竹田橋両岸
  - ・堀川合流部
  - ・西高瀬川合流部
- 約38.4ha 追加

## ◆鴨川下流緑地→鴨川緑地

- ・竹田橋～京川橋両岸
- 約24.1ha 廃止及び追加

## ◆鴨川緑地

- ・柵野地区～京川橋両岸
- 約163.6ha



## 府立鴨川公園の区域拡大について

区域拡大：平成24年6月5日（京都府告示予定）

拡大箇所：御池大橋下流～三条大橋下流の右岸高水敷 約425m

- ・鴨川公園は、昭和26年の指定以来、広く府民に親しまれている公園で、供用開始以来、公園としての整備が完了した区域について、順次供用を開始。
- ・今回は、平成22年度及び23年度に整備が完了した区域を追加・拡大。
- ・今後も「水辺の回廊整備・鴨川創造プラン」に基づき、公共空間の整備を進め、整備工事が完了した区域から追加・拡大していく予定。

